

## 4 医療安全管理のための研修

### 4-1 医療安全管理のための研修の実施

- (1) 医療安全管理委員会は、予め作成した研修計画にしたがい、概ね6カ月に1回、全職員を対象とした医療安全管理のための研修を定期的実施する
- (2) 研修は、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、本院全体の医療安全を向上させることを目的とする
- (3) 職員は、研修が実施される際には、可能なかぎり受講するよう努めなくてはならない
- (4) 病院長は、本指針〔4-1〕(1)号の定めにかかわらず、本院内で重大事故が発生した後など、必要があると認めるときは、臨時に研修を行うものとする
- (5) 医療安全管理委員会は、研修を実施したときは、その概要を記録し、2年間保管する

### 4-2 医療安全管理のための研修の実施方法

医療安全管理のための研修は、病院長等の講義、院内での報告会、事故分析、外部講師を招聘しての講習、外部の講習会・研修会の伝達報告会または有益な文献の抄読などの方法によって行う

明する

- (3) 説明を行った職員は、その事実および説明の内容を、診療録、看護記録等、自らが患者の医療に関して作成すべき記録、帳簿等に記録する  
どについて、患者に明示する
- (2) 患者相談窓口の活動に関し、相談に対応する職員、相談後の取扱い、相談情報の秘密保護、管理者への報告などに関する規程を整備する。〈別添「患者サポート体制」相談窓口運用マニュアル〉
- (3) 相談により、患者及び家族が不利益を受けないよう適切な配慮を行なう
- (4) 苦情や相談で医療安全に関するものについては、医療安全管理者に報告し、当該施設の安全対策の見直し等に活用する